

中部地区土地政策推進連携協議会とは

- 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体等が行う用地業務等を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携及び支援することにより、土地政策の円滑な遂行に寄与することを目的として設立されました。

■開催概要

内 容：連携協議会の事業計画の一つとして、公共用地の取得等に伴い、所有者不明土地に直面する市町村等の用地業務に携わる職員に対して、所有者不明土地法を含む関連する公共用地取得の諸制度の普及・啓発を目的として、講習会を行いました。協力会員である各士業団体より講習会の講師を派遣していただきました。

	開催日	場 所	参加者	講義内容・講師（協力会員）
愛知県	令和4年10月5日(水)	愛知県自治センター	約70名	「特定所有者不明土地に係る不動産鑑定評価」 不動産鑑定士協会 「所有者不明土地に対して行政書士としてできること」 行政書士会
三重県	令和4年10月19日（水）	WEB開催	約30名	「所有者不明土地の利用の円滑化を図るための民法改正について」 弁護士会
静岡県	令和4年10月25日（火）	WEB開催	約30名	「所有者の探索方法及び各種制度を利用した解決方法」 司法書士会
岐阜県	令和4年11月9日（水）	WEB開催	約50名	「所有者不明土地の取得の実務」 日本補償コンサルタント協会

■講習会の様子



日本補償コンサルタント協会 千葉参事



愛知県行政書士会 矢澤常務理事



愛知県不動産鑑定士協会 安田会長